

佐賀県告示第百二十八号

振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準（平成四年佐賀県告示第四百二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定地域中「からタまで」を「からキまで」に、「チからノまで」を「クからサまで」に改め、アからケまでを削り、コをアとし、サからタまでをイからキまでとし、チからナまでを削り、ニをクとし、ヌからノまでをケからサまでとする。

二 時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2の(1)中「からツまで」を「からクまで」に、「テからノまで」を「ケからサまで」に改め、アからコマまでを削り、サをアとし、シからツまでをイからクまでとし、テからニまでを削り、ヌをケとし、ネをコとし、ノをサとし、同備考の2の(2)中「次に掲げる区域」を「吉野ヶ里町、基山町、上峰町、有田町及び大町町の区域」に改め、アからセまでを削る。

「並びに係市役所」を削る。